

第2回

カプセルトイの思い出

～完全版～

こんにちは。

こんなところまで読んでくれて、ありがとう！

例によって『としょかんぼう』本文の方と全然違う文章になっていますので、どうぞ最初からお楽しみください。



エアコンの「風ナイす」という機能がなんなのか疑問に思っている



トマトが好き。あればあるだけ無限に食べる。



使用後の傘は干すという家事を知らなかった



カプセルトイ・・・ガチ●ガ●ヤとかガ●●ポ●などと
呼ばれるあれだ。



※イメージ図

よく呼ばれる名称はだいたいどこかの企業が商標を
取っているので、一般名称として「カプセルトイ」また
は「カプセル玩具」という言い方が使われる。

自動販売機の種類だ。

歴史は古く、我々が子どもの頃にはすでに当たり前
のようにスーパーの一角や駄菓子屋の前に設置してあ
った。歴史を紐解くとすごく大変なので、ここではや
らない。

昔はカプセル自体もっと小さくて、なんだかよくわか
らないものが入っていた。
(ぜひ親や先生に聞いてみてほしい)



※昔のカプセルトイのイメージ図

完全に子ども向けのものだったが、子どもの中でも全然興味ないという子もたくさんいた。

だが今はどうだ！！

みんなやっている！！

カプセルトイ専門店に行けば、子どもから大人まで溢れかえっている。

空港では海外からの旅行客に人気だという記事も見たことがある。お土産として手軽だし、余った日本円を使うのにちょうどいいそうさ。

いったい何がここまで現代人を惹きつけるのか。

我々、TFUKōhōWG(東北福祉大図書館広報ワーキンググループ)(メンバーはもれなくカプセルトイにお金をつぎ込んでいる)が話し合いでその謎に挑む！

あと、最初に言っちゃうけど、今回は著作権の話をする。なので、カプセルトイに興味のない人はそれっぽいところまで飛ばして読んでいいので、よろしゅう。



コイケ

カプセルトイ、子どもの頃からやってました？



子金治

覚えてないなあ。たぶん子どもの頃はやってなかったと思う。ここ数年でやり始めた。



ゆにこ

私は少しやっていましたね。布団屋の前でやった記憶があります。ブランクがあって、2年くらい前からまたやりだしました。



コイケ

再開のキッカケは？



ゆにこ

バステトです。エジプトの。



※バステトのイメージ図



子金治

ああ、フィギュアのやつ。やっていたね。



ゆにこ

ネコ好きなので、つい。



コイケ

私は子どもの頃、米屋の前でやっていた
ね。それから、まあまあずっとやっていた。



子金治

そうなの？



コイケ

高校、大学、社会人。前に勤めていた職場でも
デスクに飾っていましたよ。



コイケ

なんかある時から急に流行り出しましたよね。



子金治

なんでだろうね。



ゆにこ

カプセルトイが流行る前に食玩のブームがありましたよね。あれで、大人がそういうのにお金を使う下地ができたんじゃないかと。



コイケ

あった！買った記憶あります。すごく精巧なフィギュアがついているキャラメル！昭和のヒットソングのCD付とか。



※食玩のイメージ図



ゆにこ

300~400円でしたよね。



子金治

なるほど。“300円くらいでも大人は買う”って実証されたのか。



子金治

絶妙な金額設定かも。



コイケ

うちは子どももいるので、私 1 回子ども 1 回
で最低 600 円です。



子金治

すぐ 1000 円なくなるね。



コイケ

感覚が狂うんですよね。スイスイお金入れちゃ
う。不思議。

※ちなみに文庫本の2021年の平均価格は733円。カプセル
トイ2.4回分だ！（出版指標年報2022より）



コイケ

今日 1900 円使ったので、文庫本2冊分
か…。文庫本 2 冊買う時はこの勢いは出ないな。



子金治

2500円やった…

※ちなみに単行本の2021年の平均価格は1473円だ！（出

版指標年報2022より)

※ちなみに子金治は同じカプセルトイを4回やった！



子金治

本日のカプセル

※価格の記載がないものは 300 円

- エジプトのポーチ×1
- 土偶ぬいぐるみ×4
- 果物のハンカチ×1
- 飴のポーチ×1
- エコバック×1 (400 円)

計 8 回 2500 円



コイケ

本日のカプセル

※価格の記載がないものは 300 円。

※●は同行した子どもからのリクエスト

- 文具のパスケース×1
- 土偶ぬいぐるみ×2
- 果物のハンカチ×1
- エコバック×1 (400 円)
- 超有名キャラのラバマ
ス×1
- 有名キャラのフィギュ
ア×1
- 調味料のキーホルダー
×1(200 円)

計 8 回 2400 円



コイケ

あれ！2400 円もやってる！？



子金治

さっき 1900 円って言ったのに。感覚、狂って
るね…



コイケ

これでも 1 つ我慢したんですけど。
※後日、コイケは我慢できなくてやった。



※我慢できなかったカプセルトイ
のイメージ図



子金治

土偶ぬいぐるみ、2 人で 6 回もやったのに欲しい
種類出なかったね。



コイケ

全 6 種類なのに 6 回で 2 種類しか出ません
でしたね。



※6 回やって 2 種類しか出な
かった時のイメージ図



子金治

この土偶ぬいぐるみ、プライベートでも数回や

ったけど、欲しいの出てないんだ。

※カブった土偶はコイケとゆにこに譲渡された。



(ありがとうございます。)



欲しいのが出るかどうかというギャンブル性があるのに依存症って聞かないですよ。



とりあえず何かしら手に入るからじゃない？



ちょっとでも成果があれば満足するっていうことなんですかね。



手当たり次第にやっても荷物が増えるだけですしね。



子金治

あと、全部出たら強制的に終了じゃん。横から除けば終わりが見えるし。



ゆにこ

“やめられない”というより、強い意志で出るまで回すって人の方がいそうですね。



子金治

みみずく土偶欲しかったんだよ～～



ゆにこ



コイケ

(;´・ω・)



コイケ

今回はポーチがあまりなくて残念でした。



ゆにこ

少し前に色々な種類が出て、みんなでじゃんじゃん回しましたよね。



コイケ

文庫本型ポーチ、絵本型ポーチ、商品のパッケージ型ポーチ…



※ポーチのイメージ図



子金治

みんな何かしらお揃いで持ってるよね。



コイケ

今回もエコバッグがカブリましたね。



※カブったエコバッグのイメージ図



子金治

2人連続でやって同じのが出るとはね。今日はそういう日(同じのが出る日)なのかな。



??

ちょっとすみません、それはエッフェル塔のエコバッグですか？イメージ図ばかりで実際の画像はな

いのですか？



さて、今回の話は著作権です。

著作権というと難しいという印象を持ちつつも、

「教育利用や私的利用では自由に使えるんでしょ？」

という大雑把な理解でいる方が多いのではないのでしょうか。

著作権というのはみなさんご推察の通り、複雑でわかりづらいものです。

著作権の管轄省庁である文化庁が毎年図書館員向けの著作権講習会を開催しておりますが、

著作権の基本と図書館関係部分という限られた内容でも、2日間かけてギチギチに詰め込まれます。

しかも、毎年のように改正情報が出ますので、一度勉強すれば終わりというものでもありません。

この世は誰かの著作物であふれています。みなさんも毎日誰かの著作物に触れていることでしょう。

著作権に無関係の人はいません！
どうぞここで、著作権について考えていきましょう。

まず、著作権は知的財産権の一種です。

ほかの知的財産権である特許や商標と違い、申請の必要はありません。作品＝著作物が誕生した瞬間に自動的に付与されるものです。

なので、みなさんがこれまでに書いたレポートはもちろん、スマホで撮った写真や、今こうして読んでいるこの文章にも著作権は発生しています。

著作権は支分権という様々な権利に分かれていますが、今回は、そのうちの一つである【複製権】と“権利制限”という例外規定について考えていきたいと思います。

まずは第 21 条の【複製権】ですが、

これは“複製されない権利”です。

順を追って説明しましょう。

そもそも著作権というのは著作者(権利者)が主語になります。

なので、正確に言えば、

複製権は

“著作者のみが自由に複製できる権利”です。¹

つまり“著作者以外には無断で複製されない権利”です。



でも、複製しますよね？

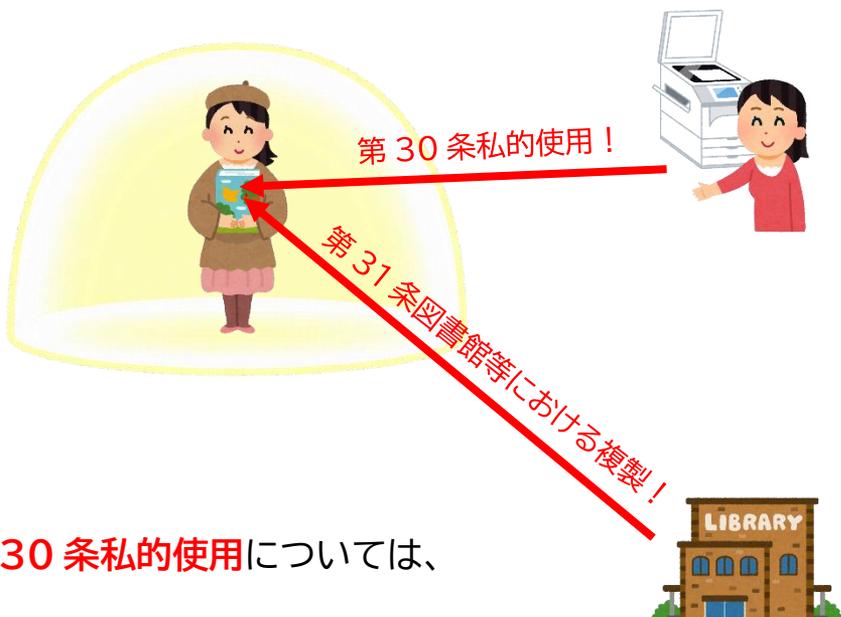
図書館にもコピー機が置いてありますので、資料を複製したことのある学生もいるのではないのでしょうか。

それが“**権利制限**”です。

一定の条件の下、著作者の権利を制限するルールのことを言います。

引用もそうですね。(第32条)

引用のルールを守ることで著作者へ許諾を取らなくてもレポートに掲載できたりします。



第30条私的使用については、

著作者の持つ

“複製されない権利”を例外的に制限し
無断で複製して利用していい

という意味です。

この私的使用のための複製については、3つの条件があります。

- ① 本人または家族など限られた範囲かつ仕事以外での使用
- ② 使用する本人が複製する
- ③ 以下の利用はダメ
 - ×誰でも使える状態のダビング機で複製する
（当分コンビニのコピー機等文献複写用は除く）
 - ×コピーガードを解除して複製する
 - ×著作権を侵害した配信と知りつつDLする

簡単に説明するとこんな感じです。

以上の条件をみると、

「コピーして会議の参加者に配布する」

「店が紹介された記事をコピーして店内に掲示する」

「漫画をコピーして学校で配布する」

いずれも私的使用からは逸脱していることがわかります。

あ！重要ですけど、映画館で上映されている映画に関しては私的使用でも複製はアウトです。これについては平成 19 年に施行されています。

俗にいう“映画泥棒”は民事的措置や刑事罰の対象になりますので絶対にやめましょう。

ここは図書館ですので、**第 31 条図書館等における複製**についてもおさえておきましょう。

こちらも、図書館において一定の条件を守ることで図書館の資料を複製することができるという権利制限です。

その条件がこちら²

- ① 利用者の調査研究に供するため
- ② 範囲は公表された著作物の一部分
(雑誌や新聞等の逐次刊行物は発行後相当期間を経ていけば全部分)
- ③ 一人一部

図書館に設置してあるコピー機は、この第 31 条に則って設置されているものです。

そのため、図書館に置いてあるコピー機を使用するためにはこれらの条件を守る必要があります。

つまり、

「友達の方も合わせて 2 部コピーする」

「自分のノートをコピーする」

「私的使用だから図書的全ページをコピーする」

いずれも間違っていることがわかりますね。

ちなみに“複製”についても、きちんと定義があります。

『文化庁著作権テキスト令和 4 年版』では以下のように説明されています。

手書き、印刷、写真撮影、複写、録音、録画、パソコンのハードディスクやサーバーへの蓄積など、その方法を問わず、著作物を「形のある物に再製する」(コピーする)ことに関する権利で、このような行為を行えば、著作者の複製権が働きます。(p14 より)

つまり、本のページをコピー機で印刷することも、ノートに手書きで書き写すことも、写真を撮ることも全て複製です。

教員が黒板に書き写す行為(板書)も複製に該当します。

インターネット上のコンテンツをダウンロードすることも複製です。



子金治

もうそろそろ、つまんなくなってきた？



??

おっしゃる通り。



コイケ

よし！結論だ！

この記事は、図書館の広報誌として仕事で書いています。

私的にやっていることではありません。³

つまり何かの本や商品等の写真を撮って利用することは権利侵害の可能性があるので！

この『としょかんぼう』では何かの著作物を利用するときは必ず著作権について調べてから掲載しています。

本の表紙の画像を載せる時は、出版社に許諾を取りません。

前々号では国立国会図書館デジタルコレクションで公開されている資料を紹介するために国立国会図書館から掲載許可を取りました。⁴

最近では企業のHPで著作物の利用についてのQ&Aが公開されていることも多く、それを参考にそもそも利用するかどうかを決めることもあります。⁵

図書館でも複写に関する問い合わせは多くあります。

これまで説明した通り、そもそも著作権的には

「無断で複製はできない」ものです。

それを、権利制限という例外規定によって特別に著作者へ許可を取らずに利用してもいいとされているのです。

なので、図書館に限らず、

「その利用は著作権的にはちょっと…」

と注意されましたら、

「なぜできないのか？」

ではなく、

「自分はどうしてできると思っていたのか」

「なんの例外規定に該当すると思っていたのか」

と考えていただくと、よろしいかと思います。⁶



コイケ

そういう権利関係の問題もあり、リニューアル後の『としょかんぽう』では題字を我々メンバーが手書き

しています。



??

今回は私が書きました。



子金治

表紙の写真も我々で撮っています。



ゆにこ

自分たちが著作者なら利用は自由ですからね。



??

そういえば、今号の表紙に写っている机と椅子は実は館長室のものです。大学図書館の館長が座る椅子…こんな感じなんですよ。



ゆにこ



コイケ



子金治

というか、アナタは誰??



??

いゝいゝいゝいゝいゝいゝいゝいゝいゝいゝいゝ

次回、
「新メンバー現る！」
「ダサいデザインがやめられない」
の二本立てでおおくりします。



参考文献

●文化庁『著作権法入門2021－2022』（著作権情報センター、2021年）

●文化庁「令和4年度著作権テキスト」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html>

（2022年7月11日アクセス）

●著作権情報センター「みんなのための著作権教室」

<http://kids.cric.or.jp/index.html>

(2022年7月11日アクセス)

●全国出版協会出版科学研究所『出版指標年報2022』

(全国出版協会出版科学研究所、2022年)

¹ より正確に説明しますと、複製権は著作者の財産を守る財産権の一つでして、これは許諾権（無断で複製することを止めることができる、または許可することができる権利）です。許可をする際に使用料金を請求することもできます。

² これは利用者に関係のある部分です。これとは別に図書館側の条件（営利目的としない、司書を置く等）もあります。

³ 私的使用ならこういう文章に画像を添えて公開してもよいかというところもまた違います。SNSなどインターネット上にアップするのは私的使用の条件から逸脱していますよね？自分のSNSが非営利でも認められません。まずは企業のHPなどで確認しましょう。SNSへの投稿歓迎！など明記されていれば大丈夫です。

⁴ ちなみにこの時、初めは冊子への掲載とHPでの公開という2つの目的で許諾を取りましたが、あとになってリポジトリに載せることになり、追加でその許諾も取りました。申請時の目的以外で利用したくなったら、その理由を以て必ず再度許諾を取ります。

⁵ 今回の記事でも多用した「いらすとや」というフリーサイトはこの利用規約が非常に明解です。イラストの豊富さや使いやすさはもちろんですが、こういうところも利用されやすい一因なのではないでしょうか。

⁶ 無断ではできませんが、許諾を取ればできる可能性があります。本の場合はだいたい出版社へ問い合わせすれば答えてくれます。



コイケ

こんな最後まで読んでえらいですね。



子金治

まだ続くの？



コイケ

最後まで読んでくれた方に著作権豆知識を授けましょう。

「顔文字(・▽・)に著作権はない」



??

途中、不自然に顔文字がでてきたの、そういうこと？



コイケ

そうです。顔文字は記号の組み合わせで誰でも作れるものなので、創作性はないと考えられています。なので、みなさんドンドン使いましょう。



子金治

う〜〜ん